

## 「秋田 I C T 基本計画 2 0 1 9」(素案)に関する意見募集について

県では、情報化について取り組むべき方向性を定めた「秋田県高度情報化推進計画」を、平成 9 年に策定して以降、I C T の進歩と社会・経済情勢の変化に合わせて、順次改訂を続けてきました。

現在の「あきた I C T 基本戦略 2 0 1 5」が、平成 3 0 年度末で終了することから、引き続き I C T の利活用を推進するために、計画の改定を行うこととし、別添のとおり素案を作成しました。

つきましては、次のとおり意見等を募集しますので、たくさんのご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

### 1 計画等の名称

「秋田 I C T 基本計画 2 0 1 9」(素案)

### 2 関係資料等の閲覧方法

#### (1) 印刷物の閲覧場所

秋田県企画振興部情報企画課(県庁第二庁舎 5 階)

秋田県総務部広報広聴課(県庁本庁舎 1 階)

各地域振興局総務企画部地域企画課

#### (2) インターネット

秋田県公式 W e b サイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)

「美の国あきたホーム」→「部署別」→「企画振興部」→「情報企画課」

### 3 意見の提出期間

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日(金)から平成 3 1 年 1 月 1 5 日(火)【必着】

### 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メール、秋田県電子申請・届出サービスのいずれかの方法により提出してください。

意見書の様式は別添のとおりですが、必ずしもこの様式によらなくても結構です。

### 5 意見提出の際の留意事項

いずれの方法で提出する場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。

住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合があります。

### 6 提出された意見の公表

提出いただいたご意見については、県の考え方を付して、内容を公開します。その際、住所・氏名は公開しません。

なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

### 7 意見の提出先

秋田県企画振興部情報企画課

【郵便】 〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 番 1 号

【ファクシミリ】 018-860-4208

【電子メール】 [joho@pref.akita.lg.jp](mailto:joho@pref.akita.lg.jp)

【電子申請・届出サービス】 <https://s-kantan.jp/pref-akita-u/>